

令和6年度微小粒子状物質（PM2.5）炭素成分分析業務仕様書

1 業務目的

徳島県内の環境大気中における微小粒子状物質の炭素成分の成分分析を実施し、成分濃度の実態を把握することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする

3 委託業務の内容

(1) 分析項目

炭素成分 有機炭素（OC1、OC2、OC3、OC4）
元素状炭素（EC1、EC2、EC3）
炭化補正量（OCpyro）

(2) 試料数

- ・分析検体：1 検体/日×14 日×4 季×2 地点=112 検体
1 検体/日×14 日×2 季×1 地点=28 検体
- ・二重測定：2 検体/日×1 日×4 季×2 地点=16 検体
2 検体/日×1 日×2 季×1 地点=4 検体
- ・フィールドブランク：6 検体×4 季×2 地点=48 検体
6 検体×2 季×1 地点=12 検体
- ・操作ブランク：5 検体/季×4 季=20 検体

精度管理上必要となる操作ブランク試料についてかかる費用は委託者に請求しないこととする。

(3) 分析方法

分析方法は「大気中微小粒子状物質（PM2.5）成分測定マニュアル（平成25年6月 環境省水・大気環境局）」に準ずること。ただし、環境省が新たにマニュアル等を作成した場合は、その最新のマニュアル等に従うこととする。

受託者は、県が採取する検体（47mmφ石英繊維ろ紙を4分の1の大きさにカットしたもの）を引き受け、自社分析機関で炭素成分を分析すること。検体の搬送にかかる費用は受託者が負担することとする。県は春季（6月上旬）、夏季（8月中旬）、秋季（11月中旬）、及び冬季（2月中旬）にそれぞれ検体を受託者に引き渡すので、受託者は引き受け後直ちに分析を行うこと（分析までの間は-40℃以下に保存すること）。

分析データは各季で分析し、試料の受け取り後、結果を 1 ヶ月以内に県に報告すること。

4 調査結果の報告

受託者は業務完了後、報告書（精度管理に係るものを含む）を提出し、県による確認を受けること。当該報告書には、分析データの電子ファイル（エクセル形式等）を添付すること。また、分析機器、分析条件を明記した書面及びチャート類も併せて提出すること。

5 その他

本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、県の指示に従うこととする。